

# 鳥取県受動喫煙防止対策支援事業補助金に係るQ & A

(平成30年12月3日現在)

No	質 問	回 答
1	補助対象となる事業は具体的にどのようなものがありますか。	カーテンの交換、壁紙の交換、喫煙室や喫煙所の撤去など、当該施設を全面禁煙化するために実施する事業です。
2	補助してもらえる回数は何回ですか。	1施設につき1回までです。
3	一般に「チェーン店」と言われる、同一の商号・商標を用いて多店舗展開している店舗のうち、直営店ではなくフランチャイズ形式で展開している店舗（加盟店）は対象になりますか。	実施要綱の要件に該当すれば対象です。
4	申請者がチェーン店など複数の事業場を有する場合、事業場ごとに申請することは可能でしょうか。	複数の事業場を有する事業主の場合、その企業全体の資本金等が、実施要綱の要件に該当すれば、事業場（施設）ごとに助成対象となります。この場合、申請書類等は、事業場ごとに作成し申請してください。
5	新規に営業を開始する場合や、店舗を新築する場合も、対象となりますか。	本事業は、申請時点において既にある、喫煙可能施設が対象です。新規に開店や新築する場合は対象外です。
6	現在、既に禁煙としている店舗について申請することは可能でしょうか。	本事業は申請時点において喫煙可能施設である施設が全面禁煙化とするために実施する事業が対象となります。既に禁煙に取り組まれている施設は対象外です。
7	本補助金により壁紙等を交換したが、その後、事情により壁紙を自費で交換することは可能でしょうか。	可能です。 ただし、事業完了日以降は、当該施設を全面禁煙施設とすることが条件です。
8	本補助金交付後に、該当店舗を移転又は全面改装した場合、補助金を返還する必要がありますか。	施設を移転、改装することは可能です。ただし、移転、改装した場合も、事業完了日以降は、当該施設を全面禁煙施設とすることが条件です。
9	鳥取県健康づくり応援施設とは何ですか。	運動・食事・禁煙について、県民の健康づくりを支援する施設又は店舗を「健康づくり応援施設」として認定し、その取組の情報発信を通して県民の関心を喚起し、県民にとって最も身近である地域において健康づくりに取り組みやすい環境を整えようとする事業で、各分野において、県が定める認定基準を満たすことが必要です。
10	特定飲食提供施設とは何ですか。	改正後の健康増進法第27条第6号に規定する第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設で、次に掲げるいずれかの会社により営まれるもの又は当該施設の客席の部分の床面積が100平方メートルを超えるものを除く。 1 大規模会社（資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える会社をいう。） 2 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社のうち、次に掲げるもの ア 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上を有する会社 イ 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額

		の三分の二以上を有する会社（アに掲げるものを除く。）
1 1	当該施設の外で喫煙することは可能ですか。	本事業で規定するのは、当該施設内全面禁煙ですが、「県民が望まない受動喫煙の機会にさらされることを防止する」ため、施設の管理者等は受動喫煙の防止に配慮してください。